

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
I 消費者被害の防止と救済	1 地域における相談体制の充実・強化	(1) 消費生活相談員の資質向上及び人材の育成	①国等が開催する研修会への県内相談員の参加率	95%	○国民生活センターとの共催研修を県庁を会場に開催し、県内相談員の研修機会の確保を行う。 ○受講料無料の案内があった研修について、県内相談員に受講を呼びかける。	○消費生活相談員を対象とした国民生活センター共催研修を県庁講堂で開催し、対象者に受講を呼びかけた。 ○国民生活センターが主催する研修のうち、受講料無料の研修について、県内相談員に受講を呼びかけた。	消費生活・地域安全課
		(2) 市町村の消費生活センター・相談窓口への支援強化	②巡回相談・OJT研修の実施市町村数 ※5年間で35市町村	7市町村	○市町村の消費生活センター・相談窓口に対し、県消費生活センター相談員が具体的な相談処理等について助言する巡回相談・OJT研修を7市町村に実施する。 ○県弁護士会所属弁護士を助言者とし、県内の消費生活相談員等が受けた解決困難な消費生活相談事例の検討、意見交換を実施し、市町村及び県の消費生活センター・消費生活相談窓口の対応能力の向上と相互の連携強化を図る。	○巡回相談・OJT研修等を、7市町で実施。(うち、昨年度未実施 2町)市町村の現状把握、課題の共有を行い、県全体の相談体制の充実を図った。(巡回訪問:4市町、OJT研修:3市町(重複含む)) ○県内の消費生活相談員等が受けた困難事例に関する事例検討会を村山地域、置賜地域、庄内・最上地域それぞれ1回ずつ計3回実施し、県全体の消費生活相談員等の相談窓口対応能力向上と相互連携強化を図った。	
		(3) 県の相談体制の充実	-	-	○消費者の利便性の向上を図るため、Webフォームによる相談を受け付ける。	○消費者の利便性の向上を図り、Webフォームによる相談を受け付けた。(Webフォーム相談受付件数:12件)	
		(4) 消費生活センター・消費者ホットライン188の周知	③消費生活センターの認知度	(R8) 60%	○消費生活センターニュースや市町村広報紙等でその存在や役割を広く県民に周知する。 ○公式SNS(エックス、フェイスブック、インスタグラム、ライン)において、消費生活センターニュースを発信する。 ○消費者トラブルに関するYouTube動画を作成し、やまがた公式YouTubeの配信と合わせ、県HPに掲載する。	○消費生活センターニュース等で認知度向上を図った。 ○消費生活出前講座やイベント出展等の消費者と対面する機会を捉え、消費生活センターの役割周知を行った。 ○公式SNSにおいて、消費生活センターニュース4~12月分を発信した。 ○消費者トラブルに関するYouTube動画を3件作成し、やまがた公式YouTubeの配信と合わせ、県HPに掲載した。	
		(4) 消費生活センター・消費者ホットライン188の周知	④消費者ホットライン188の認知度	(R8) 25%	○消費生活センターニュースや市町村広報紙等でその存在や役割を広く県民に周知する。 ○公式SNS(エックス、フェイスブック、インスタグラム、ライン)において、消費者ホットライン188を周知する。	○消費生活センターニュース等で認知度向上を図った。 ○消費生活出前講座やイベント出展等の消費者と対面する機会を捉え、消費者ホットラインの周知を行った。 ○注意喚起情報の発信時、消費者トラブルで困った際は消費者ホットラインを利用するよう呼びかけた。 ○公式SNSにおいて、注意喚起情報等の発信時、消費者トラブルで困った際は消費者ホットライン188を利用するよう随時呼びかけた。	
		(5) 住宅に関する相談対応及び情報提供	-	-	○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を行う。 ○山形県すまい情報センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、いつでも閲覧できるようにする。	○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を実施した。 R5年11月末現在 相談件数:79件 ○山形県すまい情報センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、情報提供を行った。 R5年11月末現在 アクセス数:2,733件	
(6) 警察安全相談に係る関係機関との連携強化	⑤県民相談相互支援ネットワーク会議の開催数及びチラシの作成	1回	○県民相談相互支援ネットワーク会議の開催 令和5年6月16日、警察本部において「県民相談相互支援ネットワーク会議」を開催予定。 ○県民相談相互支援ネットワーク広報用チラシの作成・配布 「県民相談相互支援ネットワーク」に参画する機関、団体を広く県民に知らせるため、関係機関・団体の相談窓口を掲載した広報用チラシ(A4)5,000部を作成するほか、チラシのPDFデータを山形県警察本部ホームページに掲載する。	○県民相談相互支援ネットワーク会議の開催 令和5年6月16日、警察本部において「県民相談相互支援ネットワーク会議」を開催。 ○県民相談相互支援ネットワーク広報用チラシの作成・配布 「県民相談相互支援ネットワーク」に参画する機関、団体を広く県民に知らせるため、関係機関・団体の相談窓口を掲載した広報用チラシ(A4)5,000部を作成したほか、チラシのPDFデータを山形県警察本部ホームページに掲載。	広報相談課(県警)		

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
I 消費者被害の防止と救済	2 消費者と事業者との取引の適正化	(1) 消費者トラブルに関する注意喚起	①消費者トラブルに関する注意喚起情報発出数	10件	○消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、短期間に相談件数が急増している事案等について県独自の注意喚起情報を作成する。 ○各市町村、関係機関に周知依頼の他、各種SNSを活用した効果的な周知を図る。	○県内で急増する消費者トラブルについて、県独自の注意喚起チラシを8件作成し、関係機関に周知を依頼した。 ○作成した注意喚起チラシ等は、各種SNSを活用し周知を行った。(32件)	消費生活・地域安全課
		(2) 適格消費者団体との連携	-	-	○県内の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、適格消費者団体と情報交換を行う。	○東北地方唯一の適格消費者団体である「ネットとうほく」と情報交換の場を設け、消費者被害の増加が懸念される消費者トラブルについて情報共有を行った。(R5.12.22実施)	
		(3) 悪質な事業者に対する指導及び行政処分	-	-	○法令違反の疑いのある事業者に対しては、速やかに指導を行っていく。 ○被害が複数の都道府県にまたがる案件については、該当都道府県と連携し指導を行う。	○特定商取引法に係る行政処分及び行政指導に至った案件はなかったが、随時県警本部等関係機関と情報共有を行った。 ○景品表示法違反の疑いがある事業者に対し、2件の行政指導を行った。	
		(4) 事業者等の法令遵守の意識醸成	-	-	○事業者訪問時に、相談事例を情報提供し、問題点等の改善を促す。	○事業者訪問時に相談事例を情報提供し、問題点等の改善を促した。(訪問事業者:34社(電話対応を含む))	
		(5) 悪質商法による被害防止のための関係機関との連携	-	-	○消費者被害を防止するため「山形県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会」を開催し、警察・司法関係、各種関係団体等の中で情報交換を行い、情報共有を図る。 ○悪質な事業者や問題となる商法等の情報について、警察本部との間で随時情報共有を図る。	○「山形県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会」を開催し、警察・司法関係、各種関係団体等との間で情報交換を行い、情報共有を図った。(R5.7.25実施) ○県警察本部と情報共有等の連携対応を行った。	
		(6) 貸金業に関する適切な指導・監督	-	-	○貸金業者への適切な指導・監督を実施するほか、必要に応じて立入検査を実施する。 成年年齢引下げに伴う若年者向け貸付について、消費者向けに金銭貸付けを行う業者に対し必要に応じてモニタリングを実施する。	○山形県知事登録の貸金業者2社に対し、立入検査を実施した。	商業振興・経営支援課
		(7) 生活経済関係法令に係る違反の取締り強化	-	-	○悪質業者及びヤミ金融業者等による違反取締りを推進し、被害拡大防止を図る。 ○銀行口座や携帯電話等の犯罪に悪用される「犯行ツール」対策の推進を図る。	○無登録業者による金融商品取引法違反事件(1件)及び株式投資に対する出資名下の詐欺事件(1件)の取締りを実施した。 ○県消費生活センターと情報共有等の連携対応を行った。 ○ヤミ金融事犯において、口座凍結やレンタル携帯電話の解約要請、無登録貸金業者のホームページ削除要請など、犯行ツールの無効化、被害拡大防止を図った。	生活環境課(県警)
		(8) 個人情報保護の推進	-	-	○引き続き、各種研修会を実施する。 4.13、4.17 新規採用職員研修講義 8.29 消防学校初任科講義	○昨年度に引き続き、各種研修会を実施した。 4.13、4.17 新規採用職員研修講義 8.29 消防学校初任科講義(オンライン)	高等教育政策・学事文書課

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
I 消費者被害の防止と救済	3 高齢者・若年者・障がい者等への支援	(1) 高齢者等の見守りネットワーク構築の促進	①高齢者等の見守りネットワーク設置市町村の県内人口カバー率	30%	○市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進や円滑な運営を支援し、相互連携を図るため、「山形県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会」を7月下旬に開催する。 ○市町村を訪問し、「消費者安全確保地域協議会」設置に係る課題を把握し、設置促進に向けた支援を実施する。 ○高齢者等の見守り活動を行う方向けに、高齢者等の消費者トラブルの傾向や事例を紹介し、見守りの実践につながるeラーニング講座を提供する。	○見守りネットワーク設置市町村：山形市、米沢市（米沢市は令和5年10月1日設置） ○消費者被害の防止と県内における見守り体制の構築を推進するため「山形県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会」を令和5年7月25日に開催。構成機関との情報共有のほか、宮城県大崎市より取組事例について、出席した県内市町村担当者に講義を実施した。 ○県内市町村の協議会設置にかかる課題把握や設置促進に向けて、県内35市町村を訪問した。 ○上記協議会の構成団体や民生委員等の見守り活動を行う方を対象とした講座等で、eラーニング講座のチラシを配付・説明を行い、申込者に対して講座を提供した。（申込者10名）	消費生活・地域安全課
		(2) 各種媒体を活用した消費者トラブル未然防止のための情報発信	-	-	○消費生活センターニュースや広報紙、啓発動画など様々な媒体を活用した情報発信を行う。また、受け手側の年代や特性に配慮し、各種SNSを活用した効果的な情報周知を行い、消費者トラブルの未然防止を図る。 ○公式SNS(エックス、フェイスブック、インスタグラム、ライン)を開設し、注意喚起情報を発信する。 ○消費者トラブルに関するYouTube動画を作成し、やまがた公式YouTubeの配信と合わせ、県HPに掲載する	○消費生活センターニュース等を活用し、県内で被害拡大が懸念される消費者トラブルについて情報発信を行った。 ○消費生活出前講座において受講者の特性に応じ、懸念される消費者トラブルを啓発している。 ○公式SNS4種類(エックス・フェイスブック・インスタグラム・ライン)を活用し、延べ142回(各SNSで同様の内容の投稿含む)の投稿を行い、SNS利用者に対する効果的な情報周知を行った。 ○公式SNSにおいて、86件の注意喚起情報を発信した。 ○消費者トラブルに関するYouTube動画を3件作成し、やまがた公式YouTubeの配信と合わせ、県HPに掲載した。	
		(3) 成年年齢引下げに対応した若年者への情報発信	-	-	○県HPの「18歳から大人」のページで若年者向け消費者トラブルの注意喚起情報を発信する。 ○公式SNS(エックス、フェイスブック、インスタグラム、ライン)を開設し、若年者向けの注意喚起情報を発信する。	○県HPの「18歳から大人」のページで若年者向け消費者トラブルの注意喚起情報を9件発信した。 ○公式SNSにおいて、若年者に多いインターネット通販や副業等に関連する注意喚起を20件発信した。	
		(4) 障がい者等の消費者教育の実施	-	-	○福祉との連携による障がい者のための消費者教育を実施するため、障害福祉サービス事業所の職員や家族を対象とする講座を実施する。 ○福祉との連携による高齢者のための消費者教育を実施するため、消費者教育コーディネーターが地域包括支援センター等を訪問し、高齢者とその周囲のサポートする立場の方を対象とした講座を実施する。また、地域包括支援センター等に勤務するケアマネージャーや職員を対象とする研修会を県内各地域1回ずつ開催する。	○障がい者を見守る方(障害福祉サービス事業所施設職員や民生委員児童委員など)を対象とした講座の開設のため、関係機関11か所を訪問し、10回実施した。(1,122名参加) ○各地域の消費者教育コーディネーターが、地域包括支援センター等を訪問。下記のとおり講座を実施した。 村山地域：訪問37箇所、講座9件(296人参加) 最上地域：訪問9箇所、講座9件(146人参加) 置賜地域：訪問9箇所(重複あり)、講座2件(34人参加) 庄内地域：訪問2箇所、講座12件(153人参加) ○県内各地域で、ケアマネージャー等を対象とした研修会を開催した。(村山12/14 13名、最上地域：12/12 10名、置賜12/15 11名、庄内12/11 13名)	
		(5) 地域包括ケア総合推進センターによる移動法律相談の実施	②地域包括ケア総合推進センターによる移動法律相談会開催の地域数	8地区	○引き続き、県内各地域において移動法律相談会を開催する。	○希望する市町村の社会福祉協議会と連携して、県内各地で移動法律相談を実施する。 ・開催期間 令和5年7月～令和6年2月(予定) ・開催回数 30回実施済(12月末現在)	高齢者支援課
		(6) 成年後見制度の利用支援	-	-	○引き続き、市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修会を実施する。	○市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修会を実施(令和5年12月26日より動画配信)	
		(7) 福祉サービス利用援助事業の推進	-	-	○県内社会福祉協議会において、判断能力が十分でないため自らの判断で適切なサービスを選ぶことができない方々が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスを利用する際の支援や利用料の支払い、日常的な金銭管理の支援をする「福祉サービス利用援助事業」を引き続き実施する。	○「福祉サービス利用援助事業」R5.11月末現在の実施状況 ・相談件数 11,483件 ・契約締結件数 123件	地域福祉推進課
		(8) 特殊詐欺被害防止対策の推進	-	-	○特殊詐欺の発生状況や被害防止対策等を「やまがた110ネットワーク」で積極的に情報発信する。 ○著名人を起用した特殊詐欺被害防止広報動画を制作・活用した広報啓発活動を行う。	○特殊詐欺発生情報を91件発信した。 ○マッコイ斉藤さん、カンニング竹山さん、スピードワゴン井戸田潤さんを起用した特殊詐欺被害防止広報啓発動画を制作中であり、令和6年2月に完成披露試写会を開催する。 ○迷惑電話防止機能付き固定電話機買い替えキャンペーンを令和6年3月まで実施中である。(国のコロナ交付金を活用)	生活安全企画課(県警)

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
I 消費者被害の防止と救済	4 多重債務対策の推進	(1) 多重債務問題に関わる関係機関との連携促進	①多重債務者対策協議会の開催回数	1回	○多重債務者対策協議会を年1回以上開催する。(8月下旬～9月上旬予定)	○令和5年9月5日に、協議会を開催。活動計画や課題などについて協議し、関係機関との連携を図った。	消費生活・地域安全課
		(2) 無料法律相談会による多重債務者支援	②多重債務者相談強化キャンペーン中の無料法律相談会における相談件数	18件	○多重債務者相談強化キャンペーン中の11月下旬～12月上旬に多重債務に関する無料法律相談会を設定し、各種広報媒体を活用した相談会の周知により、潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	○令和5年11月24日～12月1日の8日間において、県内17箇所で開催。相談件数28件 ○県政広報番組「やまがたサンデー5」の県からのお知らせコーナー及び公式SNS(エックス、ライン)、県HPにおいて相談会の周知を行った。	
		(3) 相談の技術向上のための研修機会の提供	-	-	○多重債務相談市町村等担当者研修会を山形財務事務所と共催し、年1回以上開催する。	○令和5年11月7日に、多重債務相談市町村等担当者研修会を山形財務事務所と共催し、多重債務・生活困窮者への相談対応について、市町村相談員の認識向上を図った。(出席者31名)	
		(4) 多重債務の原因となるギャンブル等依存症に関する支援体制の強化	-	-	○ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を通じた正しい知識の普及啓発と、精神保健福祉センターや各保健所における相談窓口の設置。	○ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせ、県SNSや県政ラジオで正しい知識や相談窓口について周知を図るとともに、ポスターやリーフレットを関係機関に配布した。また、精神保健福祉センターや保健所において、相談に対応している。	障がい福祉課
		(5) 貸金業に関する適切な指導・監督(再掲)	-	-	○貸金業者への適切な指導・監督を実施するほか、必要に応じて立入検査を実施する。 成年年齢引下げに伴う若年者向け貸付について、消費者向けに金銭貸付けを行う業者に対し必要に応じてモニタリングを実施する。	○山形県知事登録の貸金業者2社に対し、立入検査を実施した。	商業振興・経営支援課

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
II 主体性のある消費者の育成	1 ライフステージに応じた消費者教育の充実	(1) 学校における消費者教育の推進					
		① 学習指導要領に基づいた消費生活に係る学習の履修	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ○各私立高等学校に対し、学習指導要領の趣旨等の周知を図る。 ○国及び県における消費者教育に関する周知協力に対応する。 ○公民、職業・家庭科、総合的な探究の時間、生活単元学習等において、一人一人の課題に応じた消費生活に係る学習を取り上げる。 ○令和4年度入学生から新学習指導要領が学年進行で実施されているが、高等学校では平成30年度以降の入学生は、共通教科「家庭」において、「契約の重要性」及び「消費者保護の仕組み」に関する規定の事項について、1、2年のうちに学習する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各私立高等学校に対し、学習指導要領の趣旨等の周知を図った。 ○学習指導要領に基づいた消費者教育の推進等に関して、県教育課程推進協議会および地区別協議会等を通して、各学校に周知を図った。 ○公民、職業・家庭科、総合的な探究の時間、生活単元学習等において消費生活に係る学習を取り上げ、必要に応じて出前講座等を活用し、生徒の実態に応じて学習している。 ○令和4年度入学生から新学習指導要領が学年進行で実施され、消費者教育の実践が行われているが、高等学校では平成30年度以降の入学生は、共通教科「家庭」において「契約の重要性」及び「消費者保護の仕組み」に関する規定の事項を1、2年のうちに学習している。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育政策・学事文書課 義務教育課 特別支援教育課 高校教育課
		② 学校等教育における出前講座・弁護士による消費生活法律授業の実施	①学校等教育における出前講座及び弁護士による法律授業の実施件数	39件	<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係等に出前講座のPRを行う。 ○弁護士による消費生活法律授業を11校実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○R5.8.24 高等教育政策・学事文書課、医療政策課、雇用・産業人材育成課、子ども生育支援課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課を経由して出前講座の周知依頼文書を送付した。また、各高等学校を訪問し出前講座の説明をした。(学校訪問実績 村山:12校、最上:3校、置賜:0校、庄内:5校) ○R5.12.18 県内高等専門学校、高等学校、特別支援学校、大学、短期大学、専修・各種学校に対し消費者教育のための出前講座の実施を依頼した。 ◆出前講座等実施件数:26件 ①学校期:小学生0件、中学生0件、高校生(高等養護学校含む)15件 ②若者期:(大学・短大・専門学校)3件 ③弁護士による消費生活法律授業:8校 	消費生活・地域安全課
					○消費生活・地域安全課からの依頼を受け、各私立高等学校に対し「消費生活出前講座」を周知し、積極的な活用を依頼する。	○消費生活・地域安全課からの依頼を受け、各私立高等学校・専修各種学校に対し「消費生活出前講座」を周知し、積極的な活用を依頼した。	高等教育政策・学事文書課
					○消費生活・地域安全課からの要請に基づき、幼稚園や保育所等に対し、「消費生活出前講座」を周知し、活用を依頼する。	○令和5年8月下旬の消費生活・地域安全課からの依頼に基づき、8/29に幼稚園や保育所等に対し、「消費生活出前講座」を周知し、活用を促した。	子ども成育支援課
					○国及び県における消費者教育に関する周知協力に対応する。	○国の「全国消費者フォーラムの開催」及び「消費者教育アドバイザー派遣事業」、県の消費生活・地域安全課、消費生活センターの「消費生活出前講座」の活用について、各教育事務所、各市町村教育委員会を通して各学校に周知した。	義務教育課
					○「消費生活出前講座」の活用について、特別支援学校に周知する。	○「消費生活出前講座」の活用について、特別支援学校に周知した。	特別支援教育課
					○「消費生活出前講座」「弁護士による消費生活法律授業」の学校への周知と積極的な活用を依頼するなど、消費生活・地域安全課と連携しながら、消費者教育の充実に取り組む。	○「消費生活出前講座」「弁護士による消費生活法律授業」の学校への周知と積極的な活用を依頼するとともに、消費生活・地域安全課と連携し情報提供を行うなど、消費者教育の充実を図った。	高校教育課

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組		担当課
				5年度	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	
		③ 成年年齢引下げに対応した出前講座の実施	②出前講座(高校3年生対象) ※5年間で50校の実施	10校	○成年年齢引下げに伴い、消費者トラブルの増加が懸念される高校3年生を対象に年間10校で出前講座を実施する。	○高校3年生を対象にした出前講座を、7校実施した。(特別支援学校含む)	消費生活・地域安全課
		④ 高校生のための消費者教材「社会への扉」等の活用促進	-	-	○自立した消費者の育成を目指し、「社会への扉」等の授業実践で活用できる消費者教材について、活用促進を行う。	○消費生活出前講座の際に、「社会への扉」(契約編)のチラシを配布し、消費者教育を実施した。	消費生活・地域安全課
	○各私立高等学校に対し「社会への扉」を活用した消費者教育の推進を依頼する。				○各私立高等学校に対し、文部科学省通知を送付し、「社会への扉」を活用した実践的な消費者教育講座事業を実施するよう依頼した。	高等教育政策・学事文書課	
	○「社会への扉」などを配付し、活用に関して周知する。				○「社会への扉」を含めた教材に関する消費者庁のウェブサイトについて周知し、活用できるようにした。	特別支援教育課	
		⑤ 各種媒体を活用した消費者教育のための情報周知	-	-	○消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業実践の推進に努める。	○消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業実践の推進を図った。	高校教育課
					○消費生活センターニュースや広報紙などで情報周知の強化を図る。また、受け手側の年代や特性に配慮した情報周知を行う。 ○公式SNS(エックス、フェイスブック、インスタグラム、ライン)を利用し、消費者行政施策やイベントの情報を発信する。	○消費生活センターニュース等を活用し、県内で被害拡大が懸念される消費者トラブルについて情報発信を行った。 ○消費生活出前講座において受講者の特性に応じ、懸念される消費者トラブルを啓発した。 ○公式SNS4種類(エックス・フェイスブック・インスタグラム・ライン)を活用し、延べ142回(各SNSで同様の内容の投稿含む)の投稿を行い、SNS利用者に対する効果的な情報周知を行った。 ○公式SNSにおいて、施策情報を40件、イベント情報を12件発信した。	消費生活・地域安全課

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
II 主体性のある消費者の育成	1 ライフステージに応じた消費者教育の充実	(2) 地域における消費者教育の推進					
		① ライフステージに応じた出前講座の実施(若年期、成年期、高齢期)	③地域における出前講座の実施件数	138件	○庁内関係各課を經由して、若年者、一般、高齢者等(公民館、社会福祉協議会・地域包括支援センター等)に、出前講座のPRを行う。 ○消費生活・地域安全課からの出前講座等に係る周知依頼を受け、市町村青少年行政主管課や青少年指導センター、当課所管の若者相談支援拠点等への周知のほか、若者向け情報サイト「やまがたおこしあいネット」における利用者を対象とした周知を行う。 ○消費生活・地域安全課からの依頼を受け、県老人クラブ連合会に対し、「消費生活出前講座」を周知し、活用を依頼する。 ○消費生活・地域安全課から出前講座等に係る周知依頼を受け、障害福祉サービス事業所に対する出前講座等に係る周知の実施。 ○令和4年度の市町村における社会教育事業等の実施状況について調査を行い、各市町村における消費者教育にかかる取組状況を把握し、市町村に情報提供をする。	○R5.5.9生涯教育・学習振興課、商業振興・経営支援課、多様性・女性若者活躍課、R5.8.24高齢者支援課、を經由し周知依頼文書を送付した。 ◆出前講座実施件数:131件 ①幼児期:8件 ②若者期(大学・短大・専門学校以外):0件 ③成人期:勤労者2件、一般消費者11件(うち5件障がい者)、地域指導者等10件 ④高齢期:100件 ○若者向け情報サイト「やまがたおこしあいネット」において周知を行った。 ○11月28日に開催した地域の大人のためのインターネットに関する研修会において、出前講座を利用して若者のインターネットトラブルに関する講演を行うとともに、参加した関係機関担当者及び市町村青少年行政主管課担当者、青少年育成団体役員、学校教諭等へ出前講座を紹介、活用を依頼した。 ○一般社団法人山形県老人クラブ連合会が開催する老人クラブ地区連絡協議会において、消費生活出前講座の周知を実施した。 開催した地域は6地区(村山3地区、最上、置賜、庄内)、延べ参加者数は198名。 ○就労系障害福祉サービス事業所(就労継続支援A型及びB型、就労移行支援)に周知を行った。 ○令和4年度の社会教育事業等実施状況について調査 公民館等での事業実施状況;13件(成人対象:11件、青少年対象:2件)	消費生活・地域安全課 多様性・女性若者活躍課 高齢者支援課 障がい福祉課
		② 市町村における講習等(出前講座含む)の実施支援	④市町村における講習等の実施市町村割合	65%	○市町村における出前講座実施率向上のため、県との共催開催の出前講座を実施する。(4町村と共催予定) ○講座で活用できる教材の紹介を行う。 ○令和4年度の市町村における社会教育事業等の実施状況について調査を行い、各市町村における消費者教育にかかる取組状況を把握し、市町村に情報提供をする。	○消費生活に関する講座を実施していない4町と共催し、講座を開催した。(令和4年度現況調査における講座等の実施を行っていない町を選定。山辺町、大江町、高島町、小国町と共催) ○消費者庁が作成した無料啓発物品の活用など情報提供を行った。 ○令和4年度の社会教育事業等実施状況について調査 公民館等での事業実施状況:26%(9市町村)(上市市、東根市、河北町、朝日町、金山町、米沢市、長井市、酒田市、庄内町)	消費生活・地域安全課 生涯教育・学習振興課
		③ 若年者による若年者のための消費者教育事業への支援	-	-	○『自分で考え、選択、行動できる「自立した消費者」』を育てることを目的に、大学生自らが若年者のために企画運営する啓発イベント(トークイベント)を実施する。	○大学生によるイベントの企画運営会議の実施(計7回) ○大学生による「STOP消費者被害啓発イベント実行委員会」の立ち上げ(令和5年3月28日) ○モデレーターにミッチーチェン氏を迎え、「クレカのトラブルって何?」及び「キャッシュレス決済を考える」をテーマに、「STOP!消費者被害啓発トークイベント」を開催(令和5年9月30日(土)、参加者:約130名(参集80名、オンライン50名))	
		④ 障がい者等の消費者教育の実施(再掲)	-	-	○福祉との連携による障がい者のための消費者教育を実施するため、障害福祉サービス事業所の職員や家族を対象とする講座を実施する。 ○福祉との連携による高齢者のための消費者教育を実施するため、消費者教育コーディネーターが地域包括支援センター等を訪問し、高齢者とその周囲のサポートする立場の方を対象とした講座を実施する。また、地域包括支援センター等に勤務するのケアマネージャーや職員を対象とする研修会を県内各地域1回ずつ開催する。	○障がい者を見守る方(障害福祉サービス事業所施設職員や民生委員児童委員など)を対象とした講座の開設のため、関係機関11か所を訪問し、10回実施した。(1,122名参加) ○各地域の消費者教育コーディネーターが、地域包括支援センター等を訪問。下記のとおり講座を実施した。 村山地域:訪問37箇所、講座9件(296名参加) 最上地域:訪問9箇所、講座9件(146名参加) 置賜地域:訪問9箇所(重複あり)、講座2件(34名参加) 庄内地域:訪問2箇所、講座12件(153名参加) ○県内各地域で、ケアマネージャー等を対象とした研修会を開催した。(村山12/14 13名、最上地域:12/12 10名、置賜12/15 11名、庄内12/11 13名)	消費生活・地域安全課

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
II 主体性のある消費者の育成	2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携	(1) 消費生活サポーター制度の強化	①消費生活サポーターの人数	200人	○地域における消費者教育の担い手となる消費生活サポーターの募集を引き続き行う。 ○若年者への普及活動の推進に資するため、大学生等の消費生活サポーター募集を行う。	○累計:218人 ○実人数:118人(うち、新規委嘱者18人) うち、大学生等の消費生活サポーター17名 ※ 団体サポーターを含まず	消費生活・地域安全課
			②消費生活サポーターの団体数	4団体	○幅広い団体の参画による啓発活動を推進するため、事業者等による消費生活サポーターを募集する。	○登録団体:6団体	
			③消費生活サポーター等研修会への参加人数	150人	○消費者問題に関し知識を深めるため、各地域において研修会を開催する。積極的な参加となるよう声掛けを行う。	○参加人数:122人 〔内訳〕 ・新規及び継続サポーター対象研修会(6/8実施14人参加) ・県4センターにおいて、消費生活サポーターや福祉関係者等にエンカール消費等の研修を行った。(村山:9/22実施34人、庄内:11/28実施21人、置賜:10/27実施27人、最上:10/25実施26人)	
		(2) 消費者教育コーディネーターによる消費者教育推進体制の構築	-	-	○学校での消費者教育の実施にあたり、消費者教育コーディネーターが中心となり、学校訪問等によるニーズを把握し、外部講師の紹介・調整、授業案作成等の支援を行う。 ○福祉との連携による高齢者や家族等を対象とした講座での消費者教育の実施への働きかけを行う。	○学校での消費者教育の実施にあたり、消費者教育コーディネーターが中心となり、学校訪問等によるニーズを把握し、外部講師の紹介・調整、授業案作成等の支援を行った。(学校訪問実績 村山:12、最上:3、置賜0、庄内:5) ○福祉との連携による障がい者をサポートする立場の方及び高齢者等を対象とした講座実施への働きかけを行った。(地域包括支援センター及び社旗福祉協議会訪問実績 村山:37、最上:8、置賜:9、庄内:2)	
		(3) 市町村相談員等との連携による消費者教育の推進	④市町村とタイアップした出前講座数	4回	○市町村における出前講座実施率向上のため、県との共催開催の出前講座を実施する。(4町村と共催予定) ○講座で活用できる教材の紹介を行う。	○消費生活に関する講座を実施していない4町と共催し、講座を開催した。(令和4年度現況調査における講座等の実施を行っていない町を選定。山辺町、大江町、高島町、小国町と共催) ○消費者庁が作成した無料啓発物品の活用など情報提供を行った。	
		(4) 教職員の消費者教育の指導力向上	⑤教職員向け消費者教育情報の提供回数	2回	○消費者教育や消費者トラブルに関する情報について、教職員向けに情報提供を行う。 ○成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者トラブルを防止するため、教職員向けの出前講座を実施する。	○国民生活センターが主催する教員向け研修の実施について、関係各課に情報提供を行った。(R5.8.4) ○教員向け講座の依頼を受け、若年者に懸念される消費者トラブルに関する講座を実施した。(R5.11.28)	
		(5) 山形県金融広報委員会との連携	-	-	○県民向け講座を共催で実施し、消費者教育の推進を図る。	○落語による悪質商法に関する講座、1回の共催を行った。	
		(6) 消費者団体等多様な主体との連携	-	-	○団体の消費生活サポーターに消費者教育に関する情報発信を行う。 ○事業者団体と連携し、消費者教育を推進する。	○消費生活サポーターに登録した団体と連携し、県内イベントに出展し消費者教育を行った。(環境展1回) ○弁護士会と連携し、複雑化・多様化する消費生活相談を適格かつ迅速に対応するため、消費生活相談事例検討会等を開催した。(3回開催) ○消費者団体と交流会を開催し、各団体の活動内容や課題の共有を図った。(R5.11.14開催)	
		(7) 地域包括支援センターによる消費者被害の防止	⑥地域包括支援センターによる消費者被害の防止に関する研修会の実施回数	1回	○引き続き、新任職員向けの研修で、消費者被害の背景の理解について講義を実施する。	○地域包括支援センターの新任職員を対象とした研修を実施し、55名が参加した。	
(8) 障害福祉サービス事業所の従事者への消費者教育の実施	⑦障害福祉サービス事業所従業員に対する研修会の実施件数	2件	○障害福祉サービス事業所従事者に対する研修実施時に、消費者教育に関する説明の時間の設定	○障害福祉サービス事業所従事者に対する研修実施時に、消費者教育に関するDVDを放映し、障がい者に対する消費者教育の啓発を行った。(2件)	障がい福祉課		
(9) 食の安全・安心確保に関する出張セミナーの実施	-	-	○消費者や団体等が開催する食の安全・安心に関する研修会に職員を講師として派遣する出張セミナーを継続して実施する。	○出張セミナーのテーマ一覧表を作成し、県のホームページで公開。随時、申込みを受け、関係各課から職員を派遣し、県内各地で出張講座を実施している。	食品安全衛生課		

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
II 主体性のある消費者の育成	3 持続可能な社会を目指す消費行動の推進	(1) エシカル消費の普及啓発	①エシカル消費の認知度	(R8) 20%	○県ホームページに開設した「エシカル消費のへや」の個別ページを使用し、エシカル消費に取り組む事業者の紹介を行う。また、イベント等でエシカル消費の普及啓発を図る。	○県ホームページに個別ページを設け、エシカル消費に取り組む6団体を掲載。(累計27団体) ○県内イベントにブースを出展し、エシカル消費の普及啓発を行った。(出展回数:6回)	消費生活・地域安全課
		(2) 環境問題を「自分ごと」として捉えるための意識改革・行動変容の促進、県民総ぐるみによる運動の展開	②環境学習・環境保全活動への参加者数	(R6) 190千人	○学校や家庭、地域、職場等、様々な場面における県民の環境意識の醸成や環境教育の推進を図っていく。	○学校や家庭、地域、職場等において様々な環境教育、環境保全活動などの体験活動機会の提供などを実施。 ・県内の大学生等を対象に、県内各地のイベントで環境に関する普及啓発活動を行う学生環境ボランティアを募集(計42名登録)し、普及啓発活動を実施(合計9回開催) ・県内の高校以上を対象に講師を派遣し、SDGs(環境分野)、地球温暖化及び気候変動適応をテーマとしたワークショップを開催(14校にて計19回開催・計1019名参加) ・環境教室の実施(延べ118団体・3,536名参加) ・水生生物調査(21団体・478名参加) ・環境アドバイザー派遣(14件・403名参加) ・地球温暖化防止活動推進員派遣(20件・1019名参加)	環境企画課
		(3) プラスチックごみ削減及び分別・リサイクルの推進	③家庭系ごみの排出量(1人1日当たり)	(R7) 440g	○「ごみゼロやまがた県民運動」の展開 ○「ごみゼロやまがた推進BOOK」の作成 ○「やまがた環境展」の開催 ○専用ウェブページ及び県SNS等での情報発信	○ごみゼロやまがた推進県民会議の今年度の県民運動展開方針(家庭編)にマイバッグ持参や詰め替え商品の利用、水筒・マイボトル活用を盛り込み、県民会議構成団体を通して傘下の会員等への周知を行った。 ○ごみ削減啓発リーフレット「ごみゼロやまがた推進BOOK」に「使い捨てプラスチックの使用を抑えること」等プラごみ削減について掲載し、県HP掲載とともに、市町村等に配布した。 ○令和5年の「やまがた環境展」は、10月14日(土)及び10月15日(日)の2日間開催。来場者は14,073人であった。 ○リサイクルに関する専用HP「みんなで推進リサイクル！」を開設し、リサイクルの現状や必要性等について周知を行った(随時更新)。	循環型社会推進課
		(4) 食品ロスの削減の推進			○もったいない山形協力店と連携した食べきり運動の実施 ○食品小売店での「てまえどり」の啓発 ○「高校生環境にやさしい料理レシピコンテスト」の実施 ○フードドライブ研修会等の実施	○小盛メニュー、食事量の調整、持ち帰り等の各店舗の取組を見える化するためのPOPスタンドを作成し、「もったいない山形協力店」のうち希望する飲食店・宿泊施設109店舗に配布し、料理の食べきりを呼びかけた。 ○「てまえどり」の普及啓発のため、「てまえどり」POPを作成し、「もったいない山形協力店」のうち希望するスーパー・コンビニ等766店舗に配布し、普及啓発を図った。 ○「もったいない山形協力店」は昨年度末から84店舗増加し、1,110店舗となった。 ○「高校生環境にやさしい料理レシピコンテスト」では56点の応募があり、人気投票を経て8点のグランプリ等を決定した。 ○フードドライブの研修会を委託して行い、県内4地域で、11回の研修会(座学7回、実地4回)のほか、リサイクル認定製品展示会と同時開催でのフードドライブ展示会及びミニ講演会(2回)を実施した。	

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
		(5) 山形県産品愛用運動の普及啓発	-	-	○ホームページやSNSを活用し、県産品に関するイベント情報や山形県産品愛用運動に登録している製造企業・協力店等について情報発信を行う。 ○山形県観光物産市や「日本一美酒県山形」フェア等の県内イベントにおいて、普及啓発活動を行う。	○SNSを活用し、県産品に関するイベント情報や山形県産品愛用運動に登録している製造企業・協力店等の情報を45回発信した。 ○「日本一美酒県山形」フェアと連携したプレゼントキャンペーンの実施(6/3、4)、山形県観光物産市(8/4)への出展等により、当運動の普及啓発を行った。県内工芸品等を集めた「いいもの山形展」を2月に開催予定。	県産品流通戦略課
		(6) 食育・地産地消の普及啓発	-	-	○市町村や食育関係団体と連携した「食育県民大会」の開催 ○推進体制強化に向けた「山形県食育・地産地消推進会議」の開催 ○農林水産省が定める6月の「食育月間」における食育・地産地消に関する普及啓発 ○県内大学生が作成した、地場産物を使用したレシピ動画の紹介などによる若い世代に向けた地産地消の情報発信 ○市町村と連携した食農体験活動等への支援 ○地産地消ウィーク協力店へののぼり等の配布 ○情報発信モールを活用した地産地消イベントの開催	○市町村や食育関係団体と連携した「おいしい山形 食育・地産地消フェスタ～やまがた食育県民大会～」の開催 ○推進体制強化に向けた「山形県食育・地産地消推進会議」の開催 ○農林水産省が定める6月の「食育月間」における食育・地産地消に関する普及啓発 ○市町村と連携した食農体験活動等への支援 ○情報発信モールを活用した地産地消イベントの開催	県産米・農産物ブランド推進課
		(7) 人と環境に優しい持続可能な農業の取組への理解増進	-	-	○環境保全型農業情報サイト「山形eco農家」ホームページでの情報発信。 ○環境保全型農業に関する消費者対象バスツアーの開催 ○環境保全型農業に関する優良事例の顕彰 ○地元食料品店における有機農産物等の販売促進フェアの開催 ○有機農業推進フォーラムの開催	○環境保全型農業情報サイト「山形eco農家」ホームページでの情報発信(1回/月更新) ○環境保全型農業に関する消費者対象バスツアーの開催(10月1日開催、参加者20名) ○環境保全型農業に関する優良事例を表彰(応募5件) ○地元食料品店における有機農産物等の販売促進フェアの開催(第1回:8月26日・27日開催(食品館256店舗前)、第2回:10月30日・31日開催(食品館256店舗前)) ○有機農業推進フォーラムの開催(3月予定)	農業技術環境課
		(8) 障がい者の支援につながる製品購入の普及	-	-	○コンビニ等における障がい者が生産した製品の販売イベントの開催	○県民ホールイベント広場(6月10日・11日、9月30日・10月1日)、コンビニ等(9月20日、10月21日)において、障がい者が生産した製品の販売イベントを開催した。	障がい福祉課

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保	消費者への情報提供の充実 ¹	(1) 消費者事故情報の収集及び情報周知の充実	①消費者事故情報の報告手順の周知	2回	○消費者行政連絡協議会での各課への説明及び関係各課へのメール周知により2回実施する。	○消費者事故に関する情報提供について、山形県消費者行政連絡会議(令和5年8月4日開催)において説明した。	消費生活・地域安全課
		(2) 消費者団体訴訟制度の周知	-	-	○適格消費者団体における制度の周知を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止を推進する。	○県が主催する研修会においてパンフレットを設置し、制度の周知を図った。	
		(3) 生活関連物資に関する情報収集等	-	-	○消費生活に大きな影響を与える石油製品等の価格動向等について情報収集を図り、必要に応じて関係各課による価格高騰対策のための庁内会議等を開催する。	○消費生活に大きな影響を与える石油製品等の価格動向等について情報収集した。	
		(4) 各種媒体を活用した消費者への情報発信の強化	-	-	○消費生活に関する情報について、ホームページやSNS等の各種広報媒体を活用し、県民に対して分かりやすく正確な情報発信を行う。	○公式SNSを4種類(エックス・フェイスブック・インスタグラム・ライン)を活用し、延べ142回(各SNSで同様の内容の投稿含む)の投稿を行い、SNS利用者に対する効果的な情報周知を行った。	
		(5) 自然災害や感染症拡大時などに対応した消費者への情報発信	-	-	○ローリングストックについて、総合支庁が実施する交通安全教室等の際に防災ミニ出前講座を実施し、チラシを配布する。	○ローリングストックについて、総合支庁が実施する交通安全教室等の際に防災ミニ出前講座を89件実施し、約3,500名にチラシを配布した。	防災危機管理課
		(5) 自然災害や感染症拡大時などに対応した消費者への情報発信	-	-	○不確かな情報等による悪質商法や実態とあわない消費行動の発生を防止するため、各種SNSを活用し災害時における速やかな情報発信を行う。	○令和6年能登半島地震に際し、災害に便乗した悪質商法に関する注意喚起をSNSで発信した。	消費生活・地域安全課
(6) 住宅に関する相談対応及び情報提供(再掲)	-	-	○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を行う。 ○山形県すまい情報センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、いつでも閲覧できるようにする。	○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を実施した。 R5年11月末現在 相談件数:79件 ○山形県すまい情報センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、情報提供を行った。 R5年11月末現在 アクセス数:2,733件	建築住宅課		

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度	令和5年度を取組	令和5年度を取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度				
Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保	2 食の安全・安心の確保	(1) 食の安全に関する意見交換の推進	①食の安全に関する意見交換会の開催回数	2回	○生産者、食品等事業者、消費者及び行政が食の安全に関する相互理解の促進を図るため、意見交換等の機会の場として山形県食の安全推進会議を開催する。	○開催回数:1回 ※R6.1.25に第2回会議開催予定 生産者、食品等事業者、消費者及び行政が食の安全に関する相互理解の促進を図るため、意見交換等の機会の場として山形県食の安全推進会議を開催した。	食品安全衛生課	
		(2) 適正な食品表示の確保	②食品適正表示推進者養成講習会受講者数	100人	○食品等事業者を対象に講習会を開催し、食品適正表示推進者の育成を支援する。	○公益社団法人山形県食品衛生協会と協力して、食品事業者を対象に適正な食品表示に精通した従業員(食品適正表示推進者)を養成する講習会を2回実施し、計138名が受講した。 【村山地区講習会】 ・日 時:11月15日 ・場 所:山形ビッグウイング ・受講者:90名 【庄内地区講習会】 ・日 時:11月17日 ・場 所:庄内町余目第四公民館 ・受講者:48名		
		(3) 食品等の監視指導の充実	③食品衛生監視指導計画に基づく監視実施率	100%	○令和5年度食品衛生監視指導計画に基づき、効率的に監視指導を実施する。	○令和5年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画の約110%の施設に監視指導を行った。引き続き、食品等事業者に対し監視指導を行う。		
		(4) 流通する食品の安全対策	④食品衛生監視指導計画に基づく検査の実施率	100%	○令和5年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に検査を実施する。	○令和5年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画どおり検査を実施した。		
		(5) 農薬販売店に関する立入検査	⑤農薬取締法の違反率	2.6%	○令和5年3月31日現在の県内農薬販売店は889店舗で、令和5年度は、320店舗に立入検査を行う。	○令和5年12月現在、315店舗に立入検査を実施した。農薬取締法違反による指導数は7件(届出事項の変更未届7件)で違反率は2.2%。		
		(6) 食の安全・安心確保に関する出張セミナーの実施(再掲)	⑥食の安全・安心確保に関する出張セミナーの開催回数	230回	○消費者や団体等が開催する食の安全・安心に関する研修会に職員を講師として派遣する出張セミナーを継続して実施する。	○出張セミナーのテーマ一覧表を作成し、県のホームページで公開。随時、申込みを受け、関係各課から職員を派遣し、県内各地で出前講座を実施している。		
		(7) 食品安全モニター及び適正表示ボランティアの養成	⑦食品安全モニターと適正表示ボランティアの合計登録数	50人	○食品安全モニターや適正表示ボランティアに対し適正表示の啓発するとともに、食品表示の適正化と食品表示に対する県民の知識の普及を図る。	○目標の50名を下回る46名である。 ・モニター 23名 ・ボランティア 23名		
		(8) 水道の水質等に関する監視指導の徹底	⑧水道事業者立入検査実施率	100%	○施設への立入検査率 100% 全90施設の内、90施設の立入検査を実施する。	○施設への立入検査率 100% 全90施設の内、90施設の立入検査を実施した。		
		(9) 食の安全ほっとインフォメーション事業の推進	⑨食の安全ほっとインフォメーション事業登録施設数	—	○市町村の協力を得ながら、スーパー等の店頭や公民館等の登録施設に食の安全に関する情報を掲示し、消費者に適時適切な情報を提供する。	○情報提供先として347施設を登録している。 ・協力店舗 306店舗(62事業所) ・協力公所 1公所 ・各市町村食の安全・安心ネットワーク 41公所		

第4次山形県消費者基本計画進捗状況一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	指標	目標	令和5年度の取組	令和5年度の取組状況(12月末現在)	担当課
				5年度			
Ⅲ 消費生活の安全・安心の確保	3 商品・サービスの安全・安心の確保	(1) 安全三法に基づく販売事業者への指導の徹底	-	-	○家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づき、市町村が行う販売業者への立入検査等に対し、関係業務が円滑に遂行されるよう助言を行う。なお、主たる事務所及び店舗が複数の市町村にわたる場合は、県が立入検査等を行う。 ○電気用品安全法に基づく電気用品の販売者に対する立入検査を実施する。	○家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づき、市町村が販売業者への立入検査を実施している。 ○市町村に対し、国が開催するオンライン研修(製品事故情報等)について、周知を行った。 ○電気用品安全法に基づき、町村分は県が立入検査計画を策定し、権限委譲を受けている町村が立入検査を実施している。	消費生活・地域安全課 消防救急課
		(2) 危害を及ぼす恐れのある危険物、ガス等の安全確保	-	-	○消防法、高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法、武器等製造法及び電気工業法に基づく事業者に対する許可及び立入検査等を実施する。	○高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法及び電気工業法に基づき、各総合支庁防災安全室において事業者に対する許認可及び立入検査等を実施している。	消防救急課
		(3) 医薬品の安全性の確保	①医薬品医療機器等法に基づく基準適合率	100%	○薬局及び医薬品販売施設の立入検査を実施し、基準適合率100%となるよう監視指導を行っていく。	○各総合支庁の薬事監視員が医薬品医療機器等法に基づき薬局及び医薬品販売施設の立入検査を行った。 令和5年度12月末における立入検査施設に対する基準適合率(改善指導を受け、適合となった件数を含む。)は92%であり、目標の100%を達成できるよう指導を行っていく。	健康福祉企画課
		(4) 医薬部外品・化粧品・家庭用品等の安全性の確保	-	-	○医薬部外品、化粧品に関する相談対応、情報提供及び指導助言を行っていく。 ○また、家庭用品の試買検査を行い、有害物質を含有する家庭用品の監視指導を行っていく。	○医薬品医療機器等法に基づき、医薬部外品、化粧品に関する相談対応、情報提供及び指導助言を実施している。 また、家庭用品(布おむつなど、乳幼児用繊維製品)の試買調査を実施した結果、不適合品はなかった。	
		(5) 生活衛生営業関係施設の監視指導の充実強化	-	-	○令和5年度生活衛生監視指導計画に基づき、効果的な監視指導を実施するとともに、営業者による自主管理を推進し、施設の衛生水準の維持向上を図る。	○令和5年度的生活衛生監視指導計画による監視目標を踏まえ、各保健所において策定した監視指導計画に従って効率的に監視指導を実施している。	食品安全衛生課
		(6) 住宅に関する相談対応及び情報提供(再掲)	-	-	○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を行う。 ○山形県すまい情報センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、いつでも閲覧できるようにする。	○山形県すまい情報センターにおいて住宅相談を実施した。 R5年11月末現在 相談件数:79件 ○山形県すまい情報センターホームページに住まいに関する情報を掲載し、情報提供を行った。 R5年11月末現在 アクセス数:2,733件	建築住宅課